

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	移送費の支給	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第54条の4	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>○国民健康保険法 第54条の4 市町村は、被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>《移送費の額》 国民健康保険法施行規則第27条の9 法第54条の4第1項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>《移送費の支給要件》 国民健康保険法施行規則第27条の10 移送費は、次のいずれにも該当すると認める場合に支給される。</p> <p>① 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ② 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。 ③ 緊急その他やむを得なかったこと。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 90日 (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>《移送費の支給申請》 国民健康保険法施行規則第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 2 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 3 移送経路、移送方法及び移送年月日 4 付添いがあったときは、その付添人の氏名及び住所 5 移送に要した費用の額 6 被保険者記号・番号 <p>添付書類 次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び移送に要した費用の事実を証する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移送を必要と認めた理由（付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由） 2 移送経路、移送方法及び移送年月日 <p>※ 意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p>
-------------	-----------	---